

駅前南町通り親和会会則

【名称】

第1条 本会は「駅前南町通り親和会」と称す。

【目的】

第2条 本会は会員相互の連携と親睦に努め、会員の発展と地位向上を図り、併せて駅前南町通地区の発展に寄与することを目的とする。

【会員資格】

第3条 本会は駅前南町通地区内の事業者で、本会目的に賛同するものをもって構成される。

【会員の権利義務】

第4条 1.会員は、所定の会合に出席し、発言し議決する権利を有する。
2.会員は、本会の事業及び行事の役割を分担しまた会費等費用の分担をする義務を有する。

【事業】

第5条 本会は第2条の目的達成のため次の事業を行う。
(1)会員相互の連携・協力、親睦と福利厚生に関すること。
(2)その他目的達成のため必要と認められる事業。

【役員】

第6条 本会には次の役員を置く。
(1)会 長 1名
(2)副会長 1名
(3)会 計 1名
(4)理 事 若干名
(5)監 事 1名

【顧問・相談役】

第7条 本会に顧問・相談役を委嘱することができる。
顧問・相談役は総会に諮って会長がこれを委嘱する。

【役員を選任及び任期】

第8条 1.役員は総会に於いて選任し、その任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。
2.補欠または増員で就任した役員の任期は、現役役員の任期の終了するまでとする。

【総会】

第9条 1.総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。
2.定時総会を年1回6月末までに招集し、臨時総会は、必要がある場合に随時これを招集することができる。
3.総会の議長は、会長又は会長が指名した会員が務める。
4.総会の決議は全会員の半数以上が出席(委任状による委任を含む)し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。

【総会付議事項】

第 10 条 次に掲げる事項は、総会の議を経なければならない。

- ① 年度事業計画・予算及び決算の承認
- ② 役員選出
- ③ 会則の変更
- ④ その他総会に於いて議決する必要があると認められた事項

【役員会】

第 11 条

1. 役員会は本会の業務執行機関であり、全役員をもって構成する。
2. 役員会は、必要に応じて会長が招集する。但し定例役員会を設けることをさまたげない。
3. 役員会の議長は、会長又は会長の委嘱を受けた役員がその任にあたる。
4. 役員会の決議は、全役員の半分以上が出席し、出席者の過半数をもって決する。

【職務規律】

第 12 条

1. 会長は本会を代表し、会務を執行する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計業務を執行する。
4. 理事は本会の運営にあたり事業計画を推進する。
5. 監事は会の業務及び経理を監査する。

【会 計】

第 13 条

1. 本会の収入は、会費及び寄付金並びに補助金をもって構成し、諸経費の支払いに充てる
2. 本会会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄の年1期とする。
3. 会費は、間口の広さに応じて負担し、その額は役員会に諮って会長が決する。

【附 則】

第 14 条

1. この会則に定めなき事項は、役員会に諮って会長が決することができる。
2. 本会運営上の細則は、別に定めることが出来る。

この会則は平成16年 4月 1日より施行する。